

WINGS プログラム生に対する経済的支援について

■ WINGS-CER での運用は、全学の WINGS 運用ルール等に基づき、以下のとおりとする。

【前提】WINGS からの経済的支援を除き、生活費相当として十分な支援を受けると考えられる額（年間 240 万円程度）を超える収入がある場合は、WINGS（奨励金または卓越 RA）による支援は行わないものとする。

1. 経済的支援

- 修士課程においては、卓越 RA（リサーチ・アシスタント）に委嘱し、報酬として月額 8 万円を 7 ヶ月（M2 の 9 月から 3 月）支給する。
- 博士課程においては、奨励金として、月額 18 万円を 36 か月（D1 の 4 月から D3 の 3 月）支給する。なお、日本学術振興会特別研究員（DC1・DC2）に採用された場合でも、プログラム生を継続することとする。なお、その場合 WINGS-CER 奨励金は支給打ち切りとなる。

2. 報酬・奨励金の支給

- 報酬は『卓越リサーチ・アシスタント研究業務委嘱通知書』に示した方法で、原則翌月 17 日に支給する。但し、その日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日となる。振込先は日本国内の銀行又は信用金庫に限る。振込先口座名は、必ず本人名義とすること。
- 研究業務単価（月額）は、給与所得の取扱いとなるため、源泉徴収した額を支給する。
- 研究業務の進捗状況や態様に問題がある場合については、委嘱期間の途中で委嘱内容の変更又は委嘱の中止を行う場合も有る。
- 奨励金は、銀行振込により原則毎月 25 日に支給する。但し、その日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日となる。振込先は日本国内の銀行又は信用金庫に限る。振込先口座名は、必ず本人名義とすること。
- 奨励金は、「雑所得」扱いとなるため、受給者は毎年確定申告を行うこと。

3. 奨励金受給者は応募資格がある場合、毎年日本学術振興会特別研究員（DC2）に応募すること。

4. WINGS 履修生の経済的支援の重複受給ガイドライン

(1) アルバイト等による報酬受給

- プログラムに対する専念義務が生じるため、アルバイト等は原則不可とするが、以下に該当するものについては当該業務による報酬の受給を例外的に認める。
 - ①事業目的等に基づく活動が、プログラムの実施に不可欠な場合の TA・RA（部局財源で行う卓越 RA 含む）
 - ②診療従事が教育研究上必要不可欠な場合に限り、医師・歯科医師・看護師の資格を有する者が研究従事機関の附属病院にて診療を行う医員等
 - ③大学等高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校）における非常勤講師
 - ④学生自身の研究に関連する学会関係の補助業務（単発なものに限る。学部生がアルバイトとして行うような単純労働は不可）

⑤スーパーサイエンスハイスクールをはじめとする高等学校における課題研究活動等の T A

⑥研究内容の社会実装の観点から学生が参加するベンチャー企業の報酬

⑦学生の教育研究上必要であるとプログラムコーディネーターが判断するもの

・勤務時間数の上限は設けないが、プログラムの研究遂行に支障の無い範囲内とする。

・アルバイト等により報酬を受給する予定のプログラム生は、該当業務開始前に指導教員の了解を得たうえで、年度内に実施した当該アルバイト等に関する、「WINGS-CER プログラム生 報酬受給報告書」(所定様式)を作成し、WINGS-CER 運営委員会からの求めがあった場合は、速やかに提出できるよう手元に保管しておくこと。

(2)奨学金・フェローシップ等の受給

・学振 DC^{*1}、外国人留学生に係る日本政府（文部科学省）奨学金、日本学生支援機構（JASSO）の学習奨励費、母国の奨学金、東京大学フェローシップ、東大外国人留学生支援基金、および、その他の制度として JASSO の海外留学支援制度、トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラムは受給不可であるが、JASSO 奨学金（貸与型）、民間奨学金（給付型・貸与型）^{*2}についても受給が可能である。

※1：日本学術振興会特別研究員（DC1・DC2）に採用された場合でも、プログラム生を継続することとし、その場合 WINGS-CER 奨励金は打ち切りとなる。

※2：奨学金支給元の財団等の規則により、重複受給が認められない場合があるので、個別に確認すること。

(3)インターンシップへの参加・報酬受給について

・雇用契約に基づくインターンシップについては、以下に該当する場合に限り参加・報酬受給を認める。なお、当該報酬財源が学内の場合、後述（4）の制限対象となるので留意すること。

①インターンシップの内容が研究課題の遂行に資する研究トレーニングになるものであり、かつ、研究課題の遂行に支障が生じないものであること。

②当該インターンシップが①に該当することを研究指導者が承諾すること。

③参加期間が、原則として採用期間中において通算して 6 ヶ月以内であること。

・インターンシップに参加を希望する者は、以下の書類を、インターンシップ参加予定日の 1 ヶ月前までに学生支援チーム（国際卓越大学院担当）窓口に提出する。

①WINGS-CER プログラム生 インターンシップ参加願（所定様式）

②WINGS-CER プログラム生 インターンシップ参加計画書（所定様式）

③インターンシップの内容について、詳細が分かる書類等（募集要項等）

④雇用契約書の写し又はこれに相当する書類（様式任意）

・インターンシップへの参加の可否については、WINGS-CER 運営委員会において審議の上、決定する。

5. 授業料免除申請について

・WINGS による経済的支援と授業料免除が重複することは差し支えない。